

第1章 緒 言

第1節 留萌市及び礼受地区の概要

留萌市は北海道日本海側の中ほどに位置し、面積297.26平方キロメートルである。地形は西は日本海に望み、東は天塩山地となり、北海道空知地方と接している。市の中心部を東から西へ留萌川がながれ、その南側は山地となっており、北側は南側に比し低い丘陵地となっている。留萌川の河口に重要港湾留萌港を抱える港湾都市でもある。

年平均気温は7度C位で夏でも30度Cを越えることはめったになく、冬は-20度Cを下回ることもほとんどない。しかし、冬季は北西の季節風が強く、また積雪量も多く典型的な裏日本海型の気候を示す。

主要産業は水産加工業で往時ニシン漁で栄えた土地柄を反映して、ニシン数の子の生産が全国の半分以上のシェアを誇っている。しかし、北海道開発建設局留萌開発建設部や留萌支庁など国や北海道の出先機関などが多く官庁の町と言っても良いほどである。

市街地は留萌川河口の留萌港を中心に形成されており、人口の大半がこの市街地に密集している。その他、海岸部には漁村集落、内陸部には農村集落がみられるが市街地に比すれば小規模なものである。

当調査の対象となった礼受地区は留萌市の海岸部の最も南に位置し、隣の増毛町と境を接している。地形は急峻な海岸段丘が日本海にせまり、幅1km内外の狭い前浜にへばり付くように集落が細長く続いている。この前浜にはJR増毛線及び国道231号線が通っており、住民の大切な交通手段となっている。産業は礼受地区の最も北側に礼受漁港を持ち漁業が主な産業であるが、漁業従事者の減少と高齢化の中、住民に占める漁業従事者の割合は年々減少の傾向である。

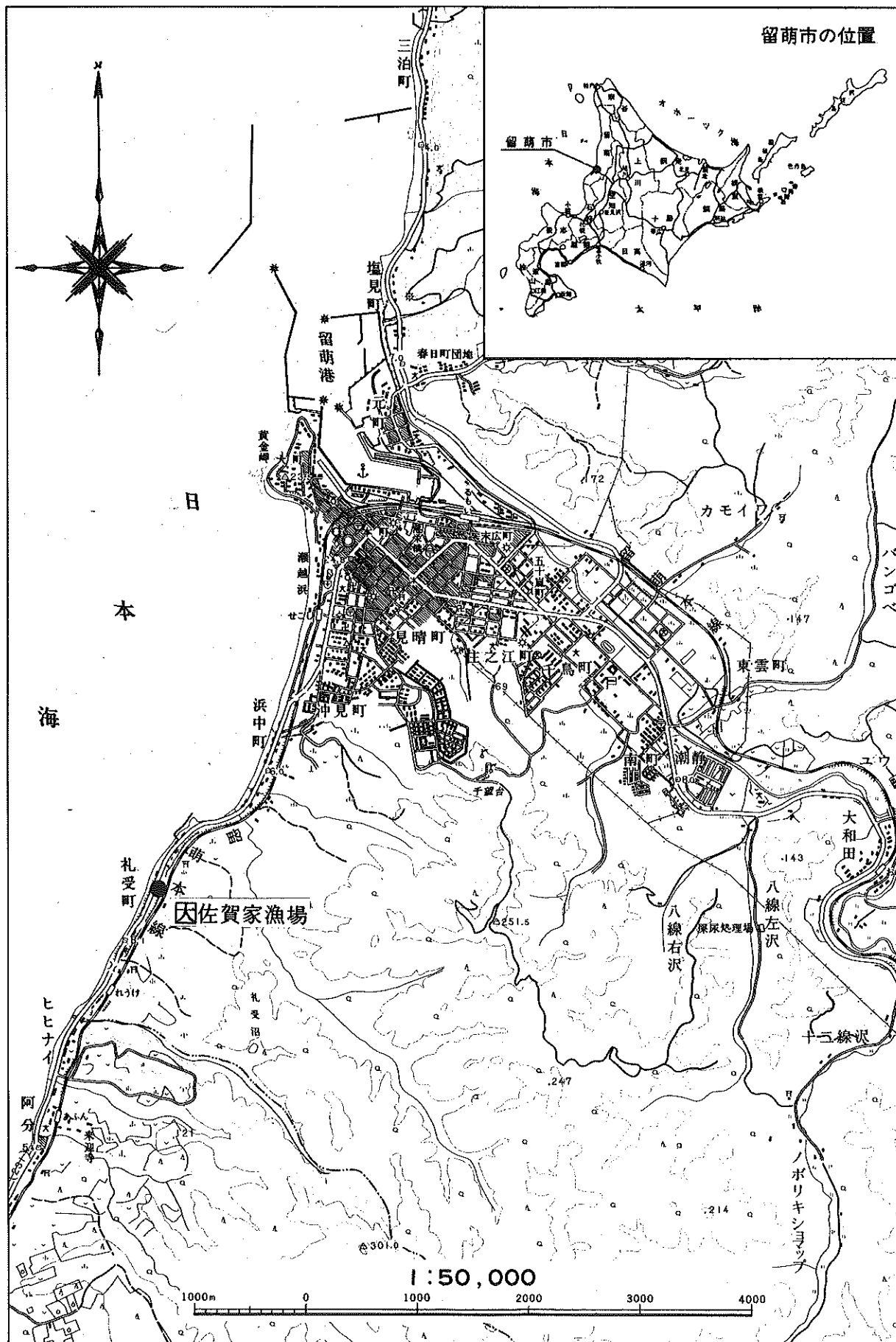
第2節 留萌市礼受地区練漁撈調査

はじめに

北海道を代表するニシン漁業は、江戸時代から日本の経済を支えてきた主要な産業である。しかし、昭和32年を契機に終焉し、平成を迎えた今日、約40年の歳月と共に往時のニシン漁業を実証する漁業具、家屋の消滅は危機的状況にある。北海道の海岸にはニシン漁場の栄華を偲ばせる原風景すら確認することは難しい。

北海道留萌市は、江戸時代から蝦夷地有数の漁場であり、明治、大正、昭和はニシンの千石場所として栄えてきたが、現在、往時のニシン漁業を物語る漁場としては「因佐賀家ニシン漁場」を残すのみとなっている。ここにはニシン漁業、ニシン漁場の歴史、文化を伝える漁撈資料及び家屋群が残存し、また、ニシン漁場の景観が当時のまま保存されている。

「因(カクダイ)佐賀家ニシン漁場」は、弘化元年(1844)に留萌市礼受町の現在地で創業され、以来昭和32年までニシン漁が営まれてきた。所有者は青森県下北郡風間浦村大字下風呂75番地 佐賀平一郎氏であり、留萌市に管理人を置き、私費で管理、保管、補修に当たってきたものである。



第1図 調査地の位置

保管されている漁撈資料は、一つの漁場でニシン漁を経営するために必要な漁撈具（屋号入り）がすべて揃っており、保管状況も良好である。

また、海に隣接する敷地には、ヤン衆と呼ばれる労働者の居住空間と経営者の居住空間を合わせもった「番屋」の他、「船倉」、「網倉」、「製品保管倉」、「廊下」等のそれぞれの用途に応じて工夫された倉庫群、漁業信仰「稲荷社」等があり、往時のニシン漁場の姿を良く残している。

ニシン漁撈に関する同一漁場の漁撈資料（文書を含む）の保管は勿論のこと、往時のニシン漁場の形態を整えた建物群と敷地、景観が現存しているのは北海道内でも他に例がなく、全国的に見てもニシン漁撈の歴史、文化を統一的に知りうる唯一の文化財として重要である。

調査の目的

このように留萌市礼受町因（カクダイ）佐賀家漁場に現在残るニシン漁撈具は一漁場で使用されたニシン建網の一括用具としては現存する唯一のものであり、往時のニシン漁の全貌を伺い知ることの出来るものである。しかし、このニシン漁も昭和32年のニシンの来遊の途絶以来、歴史の中に埋もれていき、40年にならんという歳月はニシン漁に従事した人達をも記憶の中から消し去ろうとしている。もはやニシン漁に直接に関与した世代は高齢化し、北海道の主要産業であったニシン漁を語れる人間も少なくなってきた。また、往時あれだけニシン漁場が乱立していた日本海の沿岸には、その面影を偲ぶものさえ探し出すこともむずかしくなっている。

このような状況の中で佐賀家漁場に残された漁撈具、漁場景観は往時のニシン漁の姿を雄弁に物語ってくれる。この漁撈具の全貌と当時の民俗習慣を記録しておくことが、北海道に於ける往時のニシン漁の姿を後世に伝えていく唯一の方法と考えられる。この調査をもって、留萌地方のニシン漁のあり方を調査、記録、保存し、北海道のニシン漁の往時の姿を復元することである。

調査に至るまでの経過

佐賀家漁場所蔵のニシン漁撈具の存在については、一部の研究者には知られていた。しかし、その全容まではほとんど知られていなかった。筆者の一人である福士は昭和58年に当資料の存在を知り、当時管理人をされていた故山本茂克氏の好意により佐賀家漁場の各種建物群に所蔵されていたニシン漁撈具を実見させていただいた。その数量の多さ、種類の多様さには目を疑った。ただし、確実な種類と数量は量りきれなかった。資料は建物の内部に山と積まれていたと表現するしか方法がないほどのものだったのである。

しかも、道内のニシン漁業の痕跡がほとんど失われてしまった時期であったため、その重要性については充分認識できたのであった。その後も一貫して重要性を訴え続けたが、なかなか衆目の注目するものとはならなかった。しかし、漠然と「佐賀家の蔵には何かある。」という認識は一般にもたれていたようである。

昭和62年に「留萌市海のふるさと館」建設問題が浮上した時に、「佐賀家番屋」を資料館にという議論が沸き起こった。これは留萌のニシン漁を全面的にクローズアップする効果をもたらした。そして「因佐賀家番屋」もまた注目されることとなった。

これを受けて平成2年に留萌市教育委員会は専門の研究者の意見を聞くために当時北海道開拓記念館の専門学芸員であった山田健氏に調査を依頼した。その結果佐賀家漁場所蔵のニシン漁撈具については文化財としての重要性が認識され、一転して保護の方策が模索されはじめた。

それと共に、北海道教育庁生涯学習部文化課に佐賀家漁場所蔵のニシン漁撈具の重要性を訴えたと

ころ、文化庁文化財保護部伝統文化課の担当者に紹介の労をとっていただいた。その結果、文化庁文化財保護部伝統文化課の主任調査官天野武氏が来留され、佐賀家所蔵のニシン漁撈具を実見され、重要な民俗文化財であり、緊急の保護対策が必要であるとの見解を残した。これによって、所有者である佐賀平一郎氏と協議を重ねた結果、まず、資料の全体像を把握することが先決であるとの結論を得た。これに基づいて、資料の調査を行うことを決定し、方法について文化庁、北海道教育庁文化課と協議を重ねた結果、平成4年度より3ヶ年をかけて、ニシン漁撈具の調査を国費の補助を受けて次のように行った。

調査期間

平成4年度～平成6年度（3ヶ年）

- 平成4年度 ニシン漁撈調査1
漁撈具と漁撈方法の調査1
(船関係を中心にして)
- 平成5年度 ニシン漁撈調査2
漁撈具と漁撈方法の調査2
(網関係を中心にして)
- 平成6年度 ニシン加工方法の調査
ニシン加工用具と加工方法の調査

調査体制

平成4年度～6年度

調査主体者

- 留萌市教育委員会教育長 河野 一 義 (平成4年7月1日まで)
- 留萌市教育委員会教育長 菊池 健 (平成4年7月2日から)

事務局

- 教育次長 大川 寿 幸 (平成4年6月30日まで)
- ” 鈴田 繁 一 (平成4年7月1日から
平成5年3月31日まで)
- ” 石橋 敏 弘 (平成5年4月1日から)
- 佐賀家番屋文化財調査室長 今野 啓 吾 (平成6年3月31日まで)
- ” 鹿内 紀 彦 (平成6年4月1日から
6月30日まで)
- ” 街道 喜 一 (平成6年7月1日から)
- 佐賀家番屋文化財調査室 佐々木 昭 雄 (平成4年6月30日まで)
- ” 辻 脇 政 憲 (平成4年7月1日から
平成5年3月31日まで)
- ” 笠松 教 志 (平成5年3月31日まで)

調査指導

北海道開拓記念館

資料調査課長 山 田 健

調査責任者

佐賀家番屋文化財調査室 福 士 廣 志

調査員

佐賀家番屋文化財調査室 益 田 克 己

運 上 光 彦

高 橋 明 雄 (平成4年度)

今 野 啓 吾 (平成6年4月1日より)

調査補助員

高 橋 勝 也 (平成6年4月1日より)

佐 賀 勇 夫 (平成4～6年度)

関 実 (平成4～6年度)

斉 藤 勇 (平成4年度)

加 藤 繁 幸 (平成5年度)

街 道 教 喜 (平成5年度)

調査方法

調査は礼受地区に残存する因（カクダイ）佐賀家漁場に残されていたニシン漁撈用具を中心に、その形状、使用法等を記録することに重点を置き、因佐賀家漁場に残されていた漁場関係の文書等を用い、また、ニシン漁に従事した人たちの聞き取りを通して、留萌礼受地区のニシン漁の創始から終末に至るまでの変遷を記録することで礼受地区のニシン漁の全貌を明かにしようと試みた。

(益田 克己)